

資料 2

あきる野市介護保険事業計画策定委員会資料
(令和5年11月1日)

第9期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 【基本施策 新旧対照表】(案)

- この新旧対照表は、前回、第3回策定委員会で協議いただいた施策体系に基づいて、作成しています。
- 表の左側に、現行の第8期計画の施策を体系に沿い再配置した上で、表の右側に、第9期計画(案)の掲載内容として、新旧対照表の形で取りまとめています。

第1章 介護予防・重度化防止の推進と地域ぐるみで支え合う仕組みづくり	【第1章】
第8期計画の掲載内容	第9期計画の掲載内容(案)
第1節 介護予防・重度化防止の推進	
1 介護予防・生活支援サービス	
<p>介護予防・生活支援サービスは、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防や日常生活の支援などを実施することにより、生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的とするサービスです。</p> <p>本市では、自立した生活が営めるよう、平成29(2017)年4月から訪問型サービスA(生活援助サービス)を実施しております。令和3(2021)年度から生活機能を改善し、生活行為の自立を図るため、新たに通所型サービスCを試行実施します。</p>	<p>介護予防・生活支援サービスは、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防や日常生活の支援などを実施することにより、生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的とするサービスです。</p> <p>本市では、自立した生活が営めるよう、訪問型サービスA(生活援助サービス)を実施しています。また、令和3(2021)年度から、生活機能の改善、生活行為の自立を図るため、<u>試行実施をしていた通所型サービスCの検証結果を踏まえ、令和6(2024)年度から本格実施を開始します。</u></p>
<p>(1) 訪問介護相当サービス</p> <p>専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防訪問介護に相当するサービス(訪問介護員等によるサービス)を実施します。</p>	<p>専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防訪問介護に相当するサービス(訪問介護員等によるサービス)を実施します。</p>
<p>(2) 訪問型サービスA</p> <p>身体介護(入浴の介助等)を必要としない要支援者等に対して、市が実施する指定研修修了者等が自宅へ訪問し、買い物、調理、掃除、洗濯等の生活援助を行います。</p>	<p>身体介護(入浴の介助等)を必要としない要支援者等に対して、市が実施する指定研修修了者等が自宅へ訪問し、買い物、調理、掃除、洗濯等の生活援助を行います。</p>
<p>(3) 通所介護相当サービス</p> <p>専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防通所介護に相当するサービス(通所介護事業者によるサービス)を実施します。</p>	<p>専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防通所介護に相当するサービス(通所介護事業者によるサービス)を実施します。</p>
<p>(4) 通所型サービスC(短期集中予防サービス)</p> <p>運動機能の低下により居宅や地域での生活行為に課題がある要支援者等に対して、生活機能の改善等を図るため、理学療法士等がおおむね3か月間の運動機能の向上や栄養改善等のプログラムを令和3(2021)年度から令和5(2023)年度まで試行実施します。また、サービス終了後も運動機能を維持できるよう、一般介護予防事業等を紹介し、支援します。</p>	<p>運動機能の低下により居宅や地域での生活行為に課題がある要支援者等に対して、生活機能の改善等を図るため、理学療法士等がおおむね3か月間の運動機能の向上や栄養改善、口腔機能の向上等のプログラムを実施します。また、サービス終了後も運動機能を維持できるよう、一般介護予防事業等を紹介し、支援します。</p>
<p>2 介護予防把握事業</p> <p>本市においては、生活機能が低下している高齢者や閉じこもり等、何らかの支援を要する高齢者について、関連部署、関係機関等と連携し情報収集するとともに、要支援・要介護状態にならないよう生活機能の向上を目指します。</p>	<p>本市においては、生活機能が低下している高齢者や閉じこもり等、何らかの支援を要する高齢者について、関連部署、関係機関等と連携し情報収集するとともに、KDBシステム(国保データベースシステム)により対象者を把握し、要支援・要介護状態にならないよう介護予防活動につなげ、生活機能の向上を図ります。</p>
3 介護予防普及啓発事業	
<p>(1) はつらつ元気アップ教室</p> <p>65歳以上の高齢者を対象に、加齢に伴う身体機能低下の予防と向上を目的として、通所介護予防教室(はつらつ元気アップ教室)を開催し、運動機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等のための複合プログラムを実施しています。</p> <p>今後も、周知を図り、引き続き実施していきます。</p>	<p>65歳以上の高齢者を対象に、身体機能低下の予防と向上を目的として、通所介護予防教室(はつらつ元気アップ教室)を開催し、運動機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等のための複合プログラムを実施しています。</p> <p>今後も、周知を図り、引き続き実施していきます。</p>
<p>(2) 頭シャキッと教室</p> <p>65歳以上の高齢者を対象に、認知症をはじめとした要介護状態等になることを予防するため、認知症予防教室(頭シャキッと教室)を開催し、有酸素運動であるウォーキング、頭と体を使う機能向上トレーニングなどを実施しています。</p> <p>今後も、周知を図り、引き続き実施していきます。</p>	<p>65歳以上の高齢者を対象に、認知症をはじめとした要介護状態等になることを予防するため、認知症予防教室(頭シャキッと教室)を開催し、有酸素運動であるウォーキング、頭と体を使う機能向上トレーニングなどを実施しています。</p> <p>今後も、周知を図り、引き続き実施していきます。</p>
<p>(3) サロン型介護予防事業</p> <p>65歳以上の高齢者を対象に、介護老人福祉施設を介護予防の拠点とし、高齢者の生きがいを高め、孤立感や引きこもりの解消につなげるとともに、心身機能低下を予防するため、サロン型介護予防事業を実施しています。</p> <p>今後も、周知を図り、引き続き実施していきます。</p>	<p>65歳以上の高齢者を対象に、介護老人福祉施設を介護予防の拠点とし、高齢者の生きがいを高め、孤立感や引きこもりの解消につなげるとともに、心身機能低下を予防するため、サロン型介護予防事業を実施しています。</p> <p>今後も、周知を図り、引き続き実施していきます。</p>
<p>(4) 運動機能向上トレーニング機能</p> <p>運動機能向上を必要とする高齢者に対して、市内の接骨院・整骨院において運動機能の向上につながるトレーニングを実施します。</p> <p>今後も、利用者の増加が見込まれることから、受け入れ体制等の強化を図り、引き続き実施していきます。</p>	<p>運動機能の低下等により、運動の取組を必要とする高齢者に対して、市内の接骨院・整骨院において運動機能の向上につながる柔道整復師の専門的なトレーニングを実施します。</p> <p>今後も、高齢者の運動機能の向上を図るため、引き続き実施していきます。</p>
<p>(5) 保健師等による訪問型介護予防事業</p> <p>閉じこもり、認知症、うつ等のため、通所による事業への参加が困難な方を対象に、保健師等による月1回程度の訪問をおおむね3か月間実施しています。個々の状況を把握し、状態に応じた生活機能に関する問題を総合的に把握・評価を行い、必要な相談や助言を行っています。訪問型介護予防事業の利用者は少ない状況です。</p> <p>今後は、事業を周知し、利用を希望される方が事業を活用できるよう、地域包括支援センター等の関係機関と情報共有を密に取っていきます。</p>	<p>削除</p>
<p>(5) 介護予防講座</p> <p>高齢者の口腔・運動機能の維持・向上を目的に、歯科医師と理学療法士等による口腔機能と体操の二本立て講座を実施します。</p> <p>今後も、市民ニーズを把握し、効果的な講座を引き続き実施していきます。</p>	<p>高齢者の口腔・運動機能の維持・向上を目的に、歯科医師と理学療法士等による口腔ケアと介護予防運動を組み合わせた講座を実施します。</p> <p>今後も、市民ニーズを把握し、効果的な講座を引き続き実施していきます。</p>
4 地域介護予防活動支援事業	
<p>(1) 地域イキイキ元気づくり事業</p> <p>身近な地域で介護予防、健康づくりを推進していくことを目的に、市が委嘱している健康づくり市民推進委員会を中心として、町内会・自治会、民生・児童委員、ふれあい福祉委員等の協力の下、月1回程度、市内50か所の地区会館等を利用し実施しています。また、実施ごとに、血圧測定や健康状態の相談を行い、心身の健康の向上のために体操やレクリエーションなど楽しい集まりを実施し、閉じこもり予防や体力の保持増進となるよう取り組んでいます。</p> <p>引き続き、閉じこもり防止や介護予防、世代を超えた方の参加ができるよう事業内容を工夫していきます。</p>	<p>身近な地域で介護予防、健康づくりを推進していくことを目的に、市が委嘱している健康づくり市民推進委員会を中心として、町内会・自治会、民生・児童委員、ふれあい福祉委員等の協力の下、月1回程度、市内50か所の地区会館等を利用し実施しています。また、実施ごとに、血圧測定や健康状態の相談を行い、心身の健康の向上のために体操やレクリエーションなど楽しい集まりを実施し、閉じこもり予防や体力の保持増進となるよう取り組んでいます。</p> <p>引き続き、閉じこもり防止や介護予防、世代を超えた方の参加ができるよう事業内容を工夫していきます。</p>
<p>(2) 介護支援ポイント事業</p> <p>高齢者が介護保険施設等でのボランティア活動を通して、高齢者自身の介護予防を図り、高齢者が地域で元気に活躍し、暮らすことができるように介護支援ポイント事業を実施しています。</p> <p>今後は、事業への参加者を増加させるため、事業の周知等を図るとともに、登録状況や活動状況などを精査し、対象となる活動や事業所等の範囲の拡大等について、検討していきます。</p>	<p>(※健康理と調整中)</p> <p>高齢者が介護保険施設等でのボランティア活動を通して、自身の介護予防を図り、地域で元気に活躍し、暮らすことができるように介護支援ポイント事業を実施しています。</p> <p>今後は、事業参加者及び活動施設等を増加させるため、事業の周知等を図るとともに、対象となる活動の拡大等について、検討していきます。</p>

第1章 介護予防・重度化防止の推進と地域ぐるみで支え合う仕組みづくり	【第1章】
第8期計画の掲載内容	第9期計画の掲載内容(案)
<p>(3) 介護予防リーダー育成・支援事業</p>  <p>(4) 介護予防リーダー支援事業</p> <p>(4) 地域ぐるみの支え合い活動支援事業</p>	<p>人と人とのつながりを通じた介護予防の推進とともに、地域での住民主体の集いの場の創出につなげるため、介護予防リーダーを育成します。</p> <p>また、介護予防リーダーが不安なく、主体的に活動し、集いの場を維持・活性化できるように、活動費の補助や活動内容の周知などの支援を行います。</p> <p>生活支援コーディネーター及びあきる野市地域ぐるみの支え合い推進協議体と連携し、高齢者の引きこもりの解消や介護予防など、元気な高齢者を増やすことを目的に、地域の通いの場の創出を推進します。また、地域住民や高齢者が中心となって活動する団体等が通いの場を継続できるように、活動費の補助や活動内容の周知などの支援を行います。</p>
<p>5 地域リハビリテーション活動支援事業</p>	<p>住民主体の通いの場、介護予防事業等を行う団体に対して、理学療法士等の専門職を派遣し、要介護状態の防止に向けた取組メニューや運営方法の提案、助言等を行います。また、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントに取り組む地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等の求めに応じて、理学療法士等が専門的知見から評価、提案、助言等を行うことで、地域における介護予防等の取組の強化に向けた支援をしていきます。</p>
<p>6 基金を活用した介護予防事業</p>	
<p>(1) 音楽を利用した介護予防事業(基金活用事業)</p>	<p>削除</p>
<p>(2) 介護予防水中運動教室(基金活用事業)</p>	<p>削除</p>
<p>6 ふるさと農援隊事業</p>	<p>農業を通じて身体を動かし、他の農援隊会員との交流を通して生きがいを感じることで市民の健康増進を図っています。令和2(2020)年4月1日現在、淵上地区、引田地区及び五日市下田地区の農地71区画を貸し出しています。</p> <p>農業を通じて身体を動かし、他の農援隊会員との交流を通して生きがいを感じることで市民の健康増進を図っています。令和5(2023)年4月1日現在、淵上地区、引田地区及び五日市地区の農地70区画を貸し出しています。</p> <p>利用者の入れ替わりが少なく、会員のほとんどが長期的に利用している状況であり、引き続き事業を継続しながら、今後の方向性を検討してまいります。</p>
<p>7 小宮ふれあい交流事業</p>	<p>小宮地区の高齢者がいつまでも元気に生活し続けられるように、趣味活動や介護予防の体操、健康に関する相談等を行っています。</p> <p>今後は、事業の周知方法や内容等を検証し、地域の高齢者がいつまでも元気に生活し続けられるよう、実施してまいります。</p> <p>小宮地区の高齢者がいつまでも元気に生活し続けられるように、趣味活動や介護予防体操、健康に関する相談等を行っています。</p> <p>新規の利用者が集まらない現状がありますが、山間地域の貴重な交流事業として、周知しながら実施してまいります。</p>
<p>8 高齢者在宅サービスセンター事業</p>	<p>市内3カ所の高齢者在宅サービスセンター(萩野センター、開戸センター、五日市センター)では、高齢者の心身機能の維持向上や自立生活の援助等を目的に、自立して活動できる高齢者等に対して、指定管理者による生きがい趣味活動(食事サービスや送迎サービスを含む)や自主事業(げんき応援事業)を実施しています。</p> <p>今後も、閉じこもり・うつ等の解消、自立生活の助長、要介護状態への進行を予防するため、指定管理者のノウハウを活用し事業を継続してまいります。また、男性の参加者の利用促進を目指します。</p> <p>市内3カ所の高齢者在宅サービスセンター(萩野センター、開戸センター、五日市センター)では、高齢者の心身機能の維持向上や自立生活の援助等を目的に、自立して活動できる高齢者等に対して、指定管理者による生きがい趣味活動(食事サービスや送迎サービスを含む)や自主事業(げんき応援事業)を実施しています。</p> <p>今後も、閉じこもり・うつ等の解消、自立生活の助長、要介護状態への進行を予防するため、指定管理者のノウハウを活用し事業を継続してまいります。</p>
<p>9 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施</p>	<p>高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細やかな支援を実施するため、高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施に向けて、後期高齢者・国民健康保険部門、健康部門、介護・高齢者部門で検討を行ってまいります。</p> <p>高齢者の心身の多様な課題に対し、保健医療の視点からきめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者・国民健康保険部門、健康部門、介護・高齢者部門が連携し、高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組んでまいります。</p>

第1章 介護予防・重度化防止の推進と地域ぐるみで支え合う仕組みづくり	【第1章】
第8期計画の掲載内容	第9期計画の掲載内容（案）
第2節 支え合いの仕組みづくり	
1 地域のネットワークづくり	
<p>(1) 高齢者地域見守り事業</p> <p>65歳以上の一人暮らし世帯等に対して、新聞配達時、郵便配達時、ゴミ収集時、乳酸菌飲料配達時に見守りを実施し、世帯に異変があった場合には地域包括支援センターへ連絡してもらう取組を広げています。また、防災・安心地域委員会の協力により、地域から選出された見守り協力員が月2回程度高齢者世帯を訪問し、安否確認などの地域見守り事業を実施しています。今後も、引き続き事業の周知を図ります。</p>	<p>65歳以上の一人暮らし世帯等に対して、新聞配達、郵便配達、ゴミ収集及び乳酸菌飲料配達の際に異変があった場合には、地域包括支援センターへ連絡してもらう見守りを実施しています。また、防災・安心地域委員会の協力により、地域から選出された見守り協力員が月2回程度高齢者世帯を訪問し、安否確認などの地域見守り事業を実施しています。今後も、引き続き事業の周知を図ります。</p>
<p>(2) 地域の事業者等との協定による緩やかな見守り事業</p> <p>高齢者を地域全体で支える仕組みとして、地域の事業者等との協定により、業務の範囲内において、何らかの異変に気付いた場合には、市や地域包括支援センターへ連絡いただき、適切な支援につなげる緩やかな見守り事業を実施しています。 令和2（2020）年10月1日現在で32事業所と協定を締結しています。今後も、事業者の拡大に向け、引き続き事業の周知を図ります。</p>	<p>高齢者を地域全体で支える仕組みとして、地域の事業者等との協定により、業務の範囲内において、何らかの異変に気付いた場合には、市や地域包括支援センターへ連絡いただき、適切な支援につなげる緩やかな見守り事業を実施しています。 令和5（2023）年10月1日現在で34事業所と協定を締結しています。今後も、事業者の拡大に向け、引き続き事業の周知を図ります。</p>
<p>(3) 高齢者配食サービス事業</p> <p>65歳以上の一人暮らし世帯や世帯全員が65歳以上の世帯等で、食事の調理が困難な高齢者に対して、<u>昼食時に見守りを兼ねた配食サービスを実施しています。調理の困難な高齢者に</u>栄養バランスのとれた食事を提供することで、健康の維持・増進に寄与しています。今後も、引き続き事業の周知を図ります。</p>	<p>65歳以上の一人暮らし世帯や世帯全員が65歳以上の世帯等で、食事の調理が困難な高齢者に対して、見守りを兼ねた配食サービスを実施し、<u>栄養バランスのとれた食事を提供することで、健康の維持・増進に寄与しています。</u>今後も、引き続き事業の周知を図ります。</p>
<p>(4) 高齢者緊急通報システム事業</p> <p>おおむね65歳以上の一人暮らし等の高齢者で、慢性疾患等のため常時注意が必要な方に対して、<u>緊急通報機器を貸与して、緊急通報を24時間体制で受信しています。</u>今後も、引き続き事業の周知を図ります。</p>	<p>おおむね65歳以上の一人暮らし等の高齢者で、慢性疾患等のため常時注意が必要な方に対して緊急通報機器を貸与し、<u>家庭内で緊急事態に陥ったときに24時間体制で速やかな救援等を行います。</u>今後も、引き続き事業の周知を図ります。</p>
<p>(5) ICTを活用した高齢者見守り事業</p> <p>65歳以上の一人暮らし世帯等に対して、安心して居住できるようICTを活用したSIM内蔵型LED電球を設置し、<u>24時間点灯等の痕跡がない場合、親族等に連絡が届く仕組みで見守り</u>を行います。 <u>見守り事業の人手不足の解消、非接触型見守りによる感染症対策等を図ります。</u></p>	<p>65歳以上の一人暮らし等の高齢者が、安心して生活を送ることができるよう、ICTを活用したSIM内蔵型LED電球を<u>家庭内に設置し、一定時間点灯等の確認ができなかった場合、親族等への連絡により、安否確認</u>を行います。</p>
<p>2 生活支援体制整備事業等</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を継続できるように、地域における多様な担い手による通いの場や介護予防・生活支援サービスを提供するため、生活支援コーディネーターを配置しています。地域に不足する通いの場やサービスの創出などを行うとともに、地域の資源・ニーズの把握や生活支援コーディネーターを組織的に補完する『あきる野市地域ぐるみの支え合い推進協議体』との連携により、介護予防・生活支援サービスの体制整備を推進します。</p> <p>また、<u>就労的活動の場を提供できる民間企業や団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等をマッチングし、役割がある形での</u>高齢者の社会参加等を促進する就労的活動支援コーディネーターについて、地域の実情も踏まえながら、配置の必要性を検討していきます。</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を継続できるように、地域における多様な担い手による通いの場や介護予防・生活支援サービスを提供するため、生活支援コーディネーターを配置しています。<u>元気な高齢者を増やすため、</u>地域に不足する通いの場やサービスの創出などを行うとともに、地域の資源・ニーズの把握や生活支援コーディネーターを組織的に補完する『あきる野市地域ぐるみの支え合い推進協議体』との連携により、介護予防・生活支援サービスの体制整備を推進します。<u>今後は、多様な担い手やサービス提供者とのネットワークの構築、生活支援サービス等へのマッチングを進めるため、日常生活圏域ごとに第2層生活支援コーディネーターの配置を検討していきます。</u></p> <p>また、高齢者の社会参加等を促進する就労的活動支援コーディネーターについて、地域の実情も踏まえながら、配置の必要性を検討していきます。</p>

第1章 介護予防・重度化防止の推進と地域ぐるみで支え合う仕組みづくり	【第1章】
第8期計画の掲載内容	第9期計画の掲載内容（案）
第3節 総合的な相談・支援体制の充実	
<p>1 総合相談支援事業</p> <p>地域包括支援センターでは、<u>窓口、電話及び訪問などにより、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援を行っています。</u> 今後も、地域包括支援センターの周知に努めるとともに、<u>窓口や電話での相談に対して、的確な状況把握を行い、解決に向けて支援をしていきます。また、地域の社会資源の情報収集に努めます。</u></p>	<p>地域包括支援センターでは、<u>本人や家族、住民、地域のネットワーク等からの様々な相談に対し、的確な状況把握を行い、窓口、電話及び訪問などにより、適切なサービスや制度の利用につなげる等、総合的な支援を行っています。</u> 今後も、地域包括支援センターの周知を図るとともに、<u>多様な支援につなげられるよう</u>社会資源の情報収集に努めます。</p>
<p>2 相談支援体制の充実</p> <p><u>地域包括支援センター等において、高齢者に関わる幅広い相談を十分に受け止め、問題解決やサービス向上につながる体制を整備しています。</u> <u>また、月1回連絡会を実施し、連絡・調整を行っています。</u> 令和元（2019）年度からは、<u>日常生活圏域に1か所ずつ地域包括支援センターを設置しており、担当圏域内との連携を更に密に取っていきます。また、今後は地域の方の相談に迅速に対応できるよう、相談支援窓口としての周知を図ります。</u></p>	<p><u>高齢者に関わる幅広い相談に対応するため、3つの日常生活圏域に1か所ずつ地域包括支援センターを設置し、多様なサービス等につなげる支援体制を整備しています。</u> 今後は、<u>高齢者人口や相談件数の増加など、圏域の実態に合わせた人員配置を検討し、相談支援体制の充実を図ります。</u> <u>また、世代を問わない包括的な相談支援等の充実に向け、生活困窮や障がい、児童福祉（ヤングケアラー等）など、関係部署や関係機関と連携し、重層的支援体制の整備を推進します。</u></p>
<p>3 地域ケア会議の取組</p> <p>地域ケア会議は、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、どのような支援が必要とされているかを地域の関係機関と共に協議していく会議です。 個別課題の解決や地域課題の発見、政策形成機能等があり、<u>介護保険推進委員会等へ提言し、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画への反映を目指します。</u></p>	<p>地域ケア会議は、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、どのような支援が必要とされているかを<u>検討するとともに、高齢者が自立した生活を営むために必要な支援体制や社会資源等の整備について</u>地域の関係機関と共に協議していく会議です。 <u>地域ケア会議により、個別課題の解決やネットワーク構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発の協議を行い、その協議の結果を踏まえ、</u>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画への反映など、<u>政策形成につなげます。</u></p>
<p>4 在宅医療・介護連携の推進</p> <p><u>住み慣れた地域で可能な限り自立した尊厳のある生活を続けられるよう、医療関係者、介護関係者等が連携し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を進めます。</u> 本市においては、居宅における医療を提供する医療機関、介護サービス事業者、その他の関係者の連携を推進する拠点（あきる野市医療・介護地域連携支援センター）を医師会への委託により設置し、在宅医療と介護の連携を推進しています。</p>	<p><u>可能な限り住み慣れた地域で、尊厳の保持と自立した生活を続けられるよう、医療と介護の連携した対応が求められる①入退院支援、②日常の療養支援、③急変時の対応、④看取りの4つの場面を意識した取組を進めます。</u> 本市においては、居宅における医療を提供する医療機関、介護サービス事業者、その他の関係者の連携を推進する拠点（あきる野市医療・介護地域連携支援センター）を医師会への委託により設置し、在宅医療と介護の連携を推進しています。</p>
<p>（1）地域の医療・介護の資源の把握</p> <p><u>あきる野市内における医療・介護に関する相談窓口の一覧を作成し、医療・介護関係者及び地域住民へ周知しています。また、市内の医療機関や介護事業者についての情報をまとめ、あきる野市医療・介護地域連携支援センターのホームページに掲載しています。</u> <u>今後は、医療機関や介護事業者に関する情報の随時見直しを行い、関係者間での情報共有に活用していきます。</u></p>	<p>市内における医療・介護に関する相談窓口の一覧を作成し、医療・介護関係者及び地域住民へ周知しています。また、市内の医療機関や介護事業者の情報をまとめ、あきる野市医療・介護地域連携支援センターのホームページに掲載しています。 <u>今後も、情報を随時更新し、関係者間での情報共有に活用していきます。</u></p>
<p>（2）医療・介護関係者の情報共有の支援</p> <p><u>担当の介護支援専門員や地域包括支援センター職員などから、医療機関や施設へ情報を伝達する場合や、退院・退所時に介護支援専門員や地域包括支援センター職員などが必要な情報を把握する場合などに活用する医療・介護地域連携シートを作成し、情報共有を図っています。随時見直しを行っていくとともに、医療・介護地域連携シートの周知をより図っていきます。今後は、ICTを使用した連携についても検討していきます。</u> <u>また、新型コロナウイルス感染症などの感染症への対応においても、医療・介護関係者間の連携を強化していきます。</u></p>	<p>介護支援専門員や地域包括支援センター職員などが、<u>入退院時に必要な情報の伝達や把握</u>に活用する医療・介護地域連携シートを作成し、<u>医療機関や介護サービス事業者等の</u>情報共有を図っています。<u>今後も、医療・介護地域連携シートの活用を周知するとともに、ICTを活用した連携、また、かかりつけ医機能報告等を踏まえた在宅医療・介護連携の強化について、検討していきます。</u></p>
<p>（3）医療・介護関係者の研修</p> <p>医療・介護関係者間の顔の見える関係性の構築を目指して、医療・介護関係者の研修を行っています。 今後は、<u>アドバンス・ケア・プランニング（ACP・人生会議）など、医療・介護の双方に関係するテーマで研修を実施し、多職種協働による在宅医療を目指していきます。</u></p>	<p>医療・介護関係者間の顔の見える関係性の構築を目指して、医療・介護関係者の研修を行っています。 今後も、<u>アドバンス・ケア・プランニング（ACP・人生会議）を含む4つの場面を想定した</u>医療・介護の双方に関係するテーマで研修を実施し、多職種協働による在宅医療を目指していきます。</p>
<p>（4）在宅医療・介護に関する相談支援</p> <p>あきる野市医療・介護地域連携支援センターに在宅医療・介護に関する相談窓口を設置し、医療・介護関係者や地域住民からの相談に対応しています。今後も相談窓口<u>について</u>周知を図り、関係者間の連携の促進や、地域住民への理解促進を<u>目指します。</u></p>	<p>あきる野市医療・介護地域連携支援センターに在宅医療・介護に関する相談窓口を設置し、医療・介護関係者や地域住民からの相談に対応しています。今後も、相談窓口の周知を図り、関係者間の連携の促進や、地域住民への理解促進を<u>図っていきます。</u></p>
<p>（5）地域住民への普及啓発</p> <p>在宅医療・介護についての市民公開講座等を開催し、<u>地域住民の在宅医療・介護に対する理解を促進するとともに、在宅医療・介護の普及・啓発を目指します。</u> また、アドバンス・ケア・プランニング（ACP・人生会議）<u>について、医療・介護分野における必要性が高まっており、エンディングノートの活用等も含め、地域住民への</u>情報発信に努めます。</p>	<p>在宅医療・介護についての市民公開講座等を開催し、<u>在宅医療・介護に対する地域住民への理解促進と、普及・啓発を進めます。</u> また、アドバンス・ケア・プランニング（ACP・人生会議）、エンディングノートの活用等<u>についても、引き続き</u>情報発信に努めます。</p>
<p>5 重層的支援体制整備事業</p> <p><u>地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施できるよう、包括的支援体制の整備を推進します。</u> <u>また、体制整備に向け、関連部署や各関係機関と協議するとともに、支援を行う事業や補助等について検討していきます。</u></p>	<p>第1章第3節「相談支援体制の充実」に入れた。</p>

第2章 多様な社会参加・生きがいづくりの促進		【第2章】
第8期計画の掲載内容		第9期計画の掲載内容（案）
第1節 就業への支援		
1 シルバー人材センター事業	定年退職者等のライフスタイルに合わせた <u>軽易な就業による、生きがいのある生活の実現や高齢者の</u> 能力を生かした地域社会づくりに貢献していくため、シルバー人材センターに対して補助金を交付し、センターの育成と円滑な事業運営を支援していきます。	高齢者のライフスタイルに合わせた <u>就業機会の確保</u> や能力を生かした地域社会づくり、 <u>交流による社会参加等を促進するため</u> 、シルバー人材センターに対して補助金を交付し、センターの育成と円滑な事業運営を支援していきます。
第2節 社会参加への支援		
1 町内会・自治会敬老行事推進事業	長寿を祝うとともに、高齢者が地域と関わりをもつ機会を提供するため、75歳以上の高齢者を対象とした町内会・自治会が実施する敬老行事に要する経費の一部を補助しています。 今後も、町内会・自治会と連携を図り、敬老行事等の活動を支援していきます。	長寿を祝うとともに、高齢者が地域と関わりをもつ機会を提供するため、75歳以上の高齢者を対象とした町内会・自治会が実施する敬老行事に要する経費の一部を補助しています。 今後も、町内会・自治会と連携を図り、敬老行事等の活動を支援していきます。
2 高齢者クラブ支援事業	東京都の「老人クラブ運営要綱」に <u>基づく</u> 高齢者クラブに対し、その事業費の一部を補助し、高齢者福祉の充実を図っています。高齢者クラブ活動は、高齢者の交流の場となるだけでなく、社会貢献にもつながっています。 今後は、会員数の維持に <u>向けた対策</u> や高齢者クラブの活性化に向けて支援していきます。	東京都の「老人クラブ運営要綱」に <u>基づき運営する</u> 高齢者クラブの活動に対し、その事業費の一部を補助し、高齢者福祉の充実を図っています。高齢者クラブ活動は、高齢者の交流の場となるだけでなく、社会貢献にもつながっています。 今後は、会員数の維持や高齢者クラブの活性化に向けて支援していきます。
3 シニアガイドブックの紹介	<u>趣味の時間を楽しむことや生涯学習で自分を磨くこと、豊かな経験や特技を生かした活動に取り組むことは、生きがいを感じる大きな要素であり、健康づくりにもつながります。</u> <u>高齢者が各種活動に積極的に参加し、生きがいをもって自分らしく元気にいきいきと暮らすことができるように、各種事業をホームページ上で掲載するとともに、生活支援コーディネーターが作成した様々な活動を掲載している「シニアガイドブック」を各種窓口等で配布するなど、社会参加の場の情報を提供していきます。</u>	<u>生活支援コーディネーターが作成したシニアガイドブックは、家に閉じこもらず、地域に出るきっかけとなるよう、仕事、体力づくり、趣味活動、集いの場などの”社会参加の場”の情報と、住み慣れた自宅で、自立した生活を継続できるように、自宅での生活で困っていることに活用できる”生活支援サービス”の情報をまとめています。公共施設等の窓口で配布するなど、情報を提供していきます。</u>
4 地域人材の活用の促進	地域では、豊富な経験や技能をもった多くの市民が暮らしており、地域における活躍が期待されています。 今後は、団塊の世代を始め、定年退職などで職業生活の一線を退いた市民の力を積極的に生かせるように、高齢者のニーズに対応した社会参加の機会や情報の提供に努めます。	地域では、豊富な経験や技能をもった多くの市民が暮らしており、地域における活躍が期待されています。 今後は、団塊の世代を始め、定年退職などで職業生活の一線を退いた市民の力を積極的に生かせるように、高齢者のニーズに対応した社会参加の機会や情報の提供に努めます。
第3節—生きがいづくりの促進		
1 シニアガイドブックの紹介	<u>趣味の時間を楽しむことや生涯学習で自分を磨くこと、豊かな経験や特技を生かした活動に取り組むことは、生きがいを感じる大きな要素であり、健康づくりにもつながります。</u> <u>高齢者が各種活動に積極的に参加し、生きがいをもって自分らしく元気にいきいきと暮らすことができるように、各種事業をホームページ上で掲載するとともに、生活支援コーディネーターが作成した様々な活動を掲載している「シニアガイドブック」を各種窓口等で配布するなど、社会参加の場の情報を提供していきます。</u>	<u>⇒ 第2章第2節へ移行</u>

第3章 高齢者の安心・安全な暮らしづくりの推進		【第3章】
第8期計画の掲載内容		第9期計画の掲載内容（案）
第1節 高齢者の権利擁護の推進		
1 権利擁護事業の普及と活用促進	<p>地域包括支援センターでは、高齢者に対する虐待の防止や早期発見、消費者被害の防止等を目的とした権利擁護事業を行っています。また、地域における関係機関相互の情報交換や連携、高齢者虐待防止の普及啓発などを行うため、高齢者虐待防止ネットワーク会議を実施し、高齢者虐待への対応等について検討を行い、日々の相談に対し対応を進めています。</p> <p>今後も、高齢者虐待に関する相談窓口について普及啓発を進め、日々の相談について迅速かつ的確な対応に努めます。</p> <p>また、消費者被害の防止についても、関係機関と連携し情報共有を図るとともに、普及啓発に努めます。</p>	<p>地域包括支援センターでは、高齢者に対する虐待の防止や早期発見、消費者被害の防止等を目的とした権利擁護事業を行っています。また、高齢者虐待防止の検討や支援を適切に実施するため、高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置し、地域における関係機関相互の情報交換や連携、高齢者虐待防止の普及啓発などを進めています。</p> <p>今後も、高齢者虐待に関する相談窓口について普及啓発を進め、日々の相談について迅速かつ的確な対応に努めます。</p> <p>また、消費者被害の防止についても、関係機関と連携し情報共有を図るとともに、普及啓発に努めます。</p>
2 成年後見制度の普及と活用促進	<p>認知症の症状があるなど判断能力が十分でない高齢者などの権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするためには、本人の意思決定を支援し、必要なサービスを利用できるようにするとともに、適切に財産を管理することが必要です。</p> <p>このため、必要な人が適切に成年後見制度を利用でき、また、利用者がメリットを実感できる制度とするため、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づく、地域連携ネットワークのコーディネートを担う「中核機関を社会福祉協議会に設置し、成年後見制度の周知・啓発及び利用相談や申立ての支援を行います。また、地域で連携して支える体制を構築するため「チーム」や「協議会」の体制づくりを進めるとともに、後見人等が受任後も安心して後見業務を行えるよう支援します。</p> <p>また、身寄りがいないなどの理由で申立てができない場合の市長申立てや申立て費用、報酬費用の助成についても必要に応じて対応していきます。</p> <p>成年後見制度を利用する方が多様な選択を行えるよう、法人後見の実施や市民後見人の活用に向けて検討・協議を進めていきます。</p> <p>なお、この取組は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項に基づく市町村計画として位置付けます。</p>	<p>認知症の症状があるなど判断能力が十分でない高齢者などの権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするためには、本人の意思決定を支援し、必要なサービスを利用できるようにするとともに、適切に財産を管理することが必要です。</p> <p>このため、必要な人が適切に成年後見制度を利用でき、また、利用者がメリットを実感できる制度とするため、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づく、地域連携ネットワークのコーディネートを担う、社会福祉協議会に設置した「中核機関」を中心に、成年後見制度の周知・啓発及び利用相談や申立ての支援を行います。</p> <p>また、身寄りがいないなどの理由で申立てができない場合の市長申立てや申立て費用、報酬費用の助成についても必要に応じて対応していきます。</p> <p>成年後見制度を利用する方が多様な選択を行えるよう、法人後見の実施や市民後見人の活用に向けて検討・協議を進めます。</p> <p>なお、この取組は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項に基づく市町村計画として位置付けます。</p>
3 養護老人ホーム入所措置事業	<p>環境上の理由や経済的理由により、在宅での生活が困難な65歳以上の方を対象に、養護老人ホームにおいて、居住、食事等の日常生活に必要なサービスを提供しています。</p> <p>令和2（2020）年10月1日現在で措置者数は6人となっています。</p> <p>今後も、老人福祉法に基づく事業として、引き続き事業の継続実施を図ります。</p>	<p>環境上の理由及び経済的理由により、在宅での生活が困難な65歳以上の方を対象に、養護老人ホームにおいて、居住、食事等の日常生活に必要なサービスを提供しています。</p> <p>今後も、老人福祉法に基づく事業として、引き続き事業の継続実施を図ります。</p>
4 高齢者施設等における虐待への対応の強化等	新規	<p>介護サービス事業所においては、虐待防止に係る委員会の開催や指針の整備、研修の実施などが令和6年度から義務付けられたところであり、養介護施設従事者等による虐待防止などについて、権利擁護・虐待防止に係る研修を周知するとともに、虐待の通報があった場合には適切に老人福祉法等を行使し対応するなど、東京都と協働して取り組みます。また、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等についても、通報があった場合には同様に取組を進めます。</p>
第2節 認知症施策の推進		
1 認知症についての理解促進（認知症サポーターの養成）	<p>市では、地域における認知症の理解を促進するため、認知症の方やその家族を見守る認知症サポーターの養成に取り組んでいます。市民や企業、団体からの申出等による出張講座や、小・中学生等に対する講座を実施しています。また、認知症サポーター養成講座を受講した方が地域で活躍できるように、認知症サポーターステップアップ講座を実施しています。</p> <p>今後も、高齢者の増加に伴い、認知症の方の増加も見込まれ、様々な地域の方に認知症への理解を深めてもらうため、認知症サポーター養成講座等についての周知を図り、実施していきます。</p> <p>また、認知症の方やその家族が地域で生活していく中での困りごとを把握し、認知症サポーター等が、困りごとのお手伝いができるよう支援するチームオレンジについても検討していきます。</p>	<p>共生社会の実現の推進のため、認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深めることを目的に、認知症の方やその家族を見守る認知症サポーターの養成に取り組んでいます。市民や企業、団体への出張講座や、小・中学生等を対象に講座を実施しています。また、認知症サポーター養成講座を受講した方が地域で活躍できるように、認知症サポーターステップアップ講座を実施しています。</p> <p>認知症は誰でもなる可能性のある病気であり、認知症の人が自立し、かつ安心して地域で暮らし続けられるよう、認知症の人の生活におけるバリアフリー化を推進するとともに、引き続き、認知症サポーター養成講座を実施していきます。</p>
2 認知症に関する普及啓発及び相談支援	<p>認知症の方や家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、相談窓口や医療機関等の情報を掲載した認知症ガイドブック（認知症ケアパス）を作成し、窓口や関係機関で配布するとともに、認知症の情報を周知していきます。また、認知症の方やその家族を支援するため、認知症地域支援推進員を設置しています。</p> <p>今後は、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センター等の関係機関と連携し、認知症当事者を支援するネットワークの強化を図ります。また、認知症について相談しやすい地域にするため、認知症ガイドブック（認知症ケアパス）等を活用し、認知症関連情報の発信に努めます。</p> <p>若年性認知症の方については、東京都の若年性認知症支援コーディネーター等と連携し支援するとともに、若年性認知症の理解を進めるため、地域に向けた普及啓発に取り組めます。</p>	<p>認知症の方や家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、相談窓口や医療機関等の情報を掲載した認知症ガイドブック（認知症ケアパス）を作成し、窓口や関係機関で配布するとともに、認知症の情報を周知しています。また、認知症の方やその家族を支援するため、認知症地域支援推進員を設置しています。</p> <p>今後は、認知症初期集中支援チームや東京都が整備する認知症疾患医療センター等の関係機関との連携を図り、認知症の方や家族等への相談支援を行います。</p> <p>若年性認知症の方については、高齢者とは違う悩みを抱えている事も多いため、本人やその家族からの相談に対し適切な支援を行えるよう、東京都の若年性認知症支援コーディネーター等と連携し支援するとともに、若年性認知症の理解を進めるため、地域に向けた普及啓発に取り組めます。</p>

第3章 高齢者の安心・安全な暮らしづくりの推進	【第3章】
第8期計画の掲載内容	第9期計画の掲載内容（案）
<p>3 認知症当事者発信の取組 認知症の方や家族等を支える取組</p>	<p>認知症の方やその家族が孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、認知症の方とその家族等が交流、情報交換等を行うほか、認知症について地域住民の理解を深めることを目的に認知症カフェを実施しています。認知症の方同士の思いの共有や発信、介護している家族等が話し合える機会を作り、介護負担の軽減と認知症の方の社会参加を図っています。</p> <p>また、市内3つの高齢者在宅サービスセンターでは、認知症の方やその家族など誰</p>
<p>統合</p> <p>4—認知症カフェへの支援</p>	<p>でも気軽に立ち寄れるオレンジカフェを実施しています。</p> <p>今後は、認知症の方やその家族が地域で生活していく中での困りごとを把握し、認知症サポーター等が、困りごとのお手伝いができるよう支援するチームオレンジ※についても検討していきます。</p>
<p>4 行方不明になるおそれのある認知症高齢者等への見守り支援</p>	<p>GPS機能のついた機器を貸与し、認知症高齢者等の行方がわからなくなってしまったときに位置情報を提供するサービスを実施 <u>するとともに</u>、外出時の事故等により保護された場合においても、速やかに身元等がわかるように高齢者等見守りキーホルダー及びお守りアイロンシール登録事業を実施しています。</p> <p>今後も、認知症高齢者等の増加が見込まれ、引き続き事業の周知を <u>図るとともに</u>、<u>ニーズに合わせた事業内容の拡充</u>を図っていきます。</p>
<p>5 認知症予防に向けた取組</p>	<p>運動の習慣化、バランスの取れた食事の摂取、歯磨き等による口腔機能の維持、趣味や生きがい活動等を通じた人との交流等により、認知症を予防できる可能性が示唆されています。</p> <p><u>そのため</u>、各種介護予防事業や介護予防リーダーによる運動習慣の定着や、栄養、口腔についての情報発信に加えて、生活支援コーディネーターが支援する通いの場での人との交流等、地域における住民主体の活動がより活発化するよう支援していきます。</p> <p><u>また、認知症予防に向けては、成人期から運動不足の改善や生活習慣病の予防等の取組が重要であることから、関係機関等と連携した取組を推進していきます。</u></p>
<p>6 認知症の早期診断・早期対応及び集中的な支援体制の構築の連携強化</p>	<p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の方やその家族に対し、集中的な支援・対応を図るため、認知症初期集中支援チームを設置しています。</p> <p>また、認知症の方が適切な医療・介護サービス等を利用し、認知症の早期診断・早期対応につながり症状の進行を緩やかにできるよう、地域包括支援センターや <u>認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チーム等の関係機関と連携し、相談窓口の周知及び支援体制の充実を図ります。</u></p> <p><u>今後も引き続き、関係機関等への周知を図るとともに、認知症初期集中支援チームに所属する医療職と介護職双方の視点を生かした当事者支援を目指します。</u></p>
<p>7—認知症疾患医療センターとの連携</p>	<p>東京都では、認知症の方やその家族を取り巻く課題を解決するため、認知症に関する相談の受付や地域の保健医療・介護関係者等との連携等を推進することから、<u>「認知症疾患医療センター」を整備しています。</u></p> <p>今後は、認知症初期集中支援チームとの連携に加え、認知症カフェへの支援等、認知症の方やその家族への支援の充実を図るため、認知症疾患医療センターとの連携を強化していきます。</p> <p style="text-align: center;">第3章第2節「認知症に関する普及啓発及び相談支援」に統合</p>

第3章 高齢者の安心・安全な暮らしづくりの推進	【第3章】	
第8期計画の掲載内容	第9期計画の掲載内容(案)	
第3節 在宅生活への支援		
1 自立した生活への支援		
(1) 高齢者福祉電話事業	65歳以上の一人暮らし世帯や、世帯全員が65歳以上で生計中心者の所得税が一定額以下 <u>の</u> 、近隣に親族が居住していない世帯に対して、定期的に安否確認を行うことを目的に電話の貸与と、維持費(基本料金等)の助成を行っています。今後も、 窓口等 の福祉サービスの相談内容に応じて、周知を図ります。	65歳以上の一人暮らし世帯や世帯全員が65歳以上で あり 、生計中心者の所得税が一定額以下 <u>で</u> 、近隣に親族が居住していない世帯に対して、定期的に安否確認を行うことを目的に電話の貸与と、維持費(基本料金等)の助成を行っています。今後も、福祉サービスの相談内容に応じて、周知を図ります。
(2) 水道料助成事業	65歳以上の一人暮らし世帯や世帯全員が65歳以上で住民税非課税の世帯に対して、水道料の基本料金を助成し、経済的負担の軽減と生活の安定及び福祉の向上を図っています。今後も、 窓口等 の福祉サービスの相談内容に応じて、周知を図ります。	65歳以上の一人暮らし世帯や世帯全員が65歳以上で、 <u>住民税が</u> 非課税の世帯に対して、水道料の基本料金を助成し、経済的負担の軽減と生活の安定及び福祉の向上を図っています。今後も、福祉サービスの相談内容に応じて、周知を図ります。
(3) 高齢者配食サービス事業(再掲)	65歳以上の一人暮らし世帯や世帯全員が65歳以上の世帯等で、食事の調理が困難な高齢者に対して、 昼食時に見守りを兼ねた配食サービスを実施しています。 調理の困難な高齢者に 栄養バランスのとれた食事を提供することで、健康の維持・増進に寄与しています。今後も、引き続き事業の周知を図ります。	65歳以上の一人暮らし世帯や世帯全員が65歳以上の世帯等で、食事の調理が困難な高齢者に対して、見守りを兼ねた配食サービスを実施し、 栄養バランスのとれた食事を提供することで、健康の維持・増進に寄与しています。 今後も、引き続き事業の周知を図ります。
(4) 高齢者緊急通報システム事業(再掲)	おおむね65歳以上の一人暮らし等の高齢者で、慢性疾患等のため常時注意が必要な方に対して、緊急通報機器を貸与して、 緊急通報を24時間体制で受信しています。 今後も、引き続き事業の周知を図ります。	おおむね65歳以上の一人暮らし等の高齢者で、慢性疾患等のため常時注意が必要な方に対して、緊急通報機器を貸与して います。 緊急通報を24時間体制で受信し、 家庭内で緊急事態に陥ったときに、速やかな救援等を行います。 今後も、引き続き事業の周知を図ります。
(5) 高齢者自立支援日常生活用具給付事業	日常生活用具 が必要と認められる高齢者に対し、日常生活用具を給付することにより、自立した生活の確保や日常生活の便宜を図っています。なお、要介護(支援)認定者は、介護保険の日常生活用具給付の制度を優先的に利用することになります。今後も、 制度の周知を図り、必要な方に対して給付に努めます。	腰掛便座や歩行支援用具、電磁調理器などの使用 が必要と認められる高齢者に対し、日常生活用具を給付することにより、自立した生活の確保や日常生活の便宜を図っています。なお、要介護(支援)認定者は、介護保険の日常生活用具給付の制度を優先的に利用することになります。今後も、 必要な方を支援するため、制度の周知を図ります。
(6) 高齢者自立支援住宅改修給付事業	住宅改修が必要な高齢者に対し、居住する住宅の改修費を給付することにより、 高齢者の在宅生活における日常動作の容易性、行動範囲の拡大の確保、転倒予防及び 介護負担の軽減等を図っています。なお、要介護(支援)認定者は、介護保険の住宅改修の制度を優先的に利用することになります。今後も、 制度の周知を図り、必要な方に対して給付に努めます。	自立保持の困難などにより、手すりの取り付けや便器の洋式化などの 住宅改修が必要と認められる高齢者に対し、居住する住宅の改修費を給付することにより、在宅生活における日常動作の容易性や 転倒予防、介護負担の軽減等 を図っています。なお、要介護(支援)認定者は、介護保険の住宅改修の制度を優先的に利用することになります。今後も、 必要な方を支援するため、制度の周知を図ります。
2 家族介護者への支援		
(1) 高齢者おむつ等給付事業	おむつの現物給付を 実施し、家族の負担軽減 を図っています。今後も 引き続き事業を継続して実施していきませんが、段階的に給付対象者の要件の見直しを行っていくとともに、おむつの使い方に関する啓発を進めていきます。	日常的におむつが必要な状態にある高齢者に対し、おむつの現物給付を行い、その世帯の経済的負担の軽減 を図っています。今後も、 おむつが必要となる状況を確認しながら、支援を継続していきます。
(2) 家族介護慰労金支給事業	介護認定を受けた日から1年間介護保険サービス等を受けず、在宅で過ごしていた重度の要介護高齢者(要介護4・5)を介護している同居の家族に対して、慰労金を支給することにより、身体的、精神的及び経済的な負担の軽減を図っています。今後も、 家族介護継続支援事業として、引き続き実施し、窓口等 の福祉サービスの相談内容に応じて、周知を図ります。	介護認定を受けた日から1年間、介護保険サービス等を受けず、在宅で過ごしていた重度の要介護高齢者(要介護4・5)を介護している同居の家族に対して、慰労金を支給することにより、身体的、精神的及び経済的な負担の軽減を図っています。今後も、福祉サービスの相談内容に応じて、周知を図ります。
(3) 介護教室	地域包括支援センターが中心となり、在宅で高齢者を介護している家族や介護に関心のある方などを対象に、 家庭で高齢者を介護していく上で役に立つ 介護や病気の知識、介護保険や福祉サービスの利用の仕方などを学ぶ介護教室を開催しています。今後も、家族介護者等を支援するため、 介護教室を引き続き 実施します。	地域包括支援センターが中心となり、在宅で高齢者を介護している家族や介護に関心のある方などを対象に、介護や病気の知識、介護保険や福祉サービスの利用の仕方などを学ぶ介護教室を開催しています。今後も、家族介護者等を支援するため、 引き続き介護教室を 実施します。
(4) 介護離職相談窓口等の情報提供	介護と仕事の両立に不安や悩みを抱えている方に、相談窓口を紹介するとともに、「東京都 介護と仕事の両立サイト 」を活用し、介護離職防止に向けた 東京都 の取組や企業の事例など必要な情報の提供に努めています。また、認知症サポーター養成講座等の各種講座においても、介護離職防止のための情報提供を行います。さらに、在宅介護実態調査や 在宅生活改善調査 などの結果からは、認知症症状や 排泄の世話に対する不安から 、働きながらの介護に対する不安や負担を感じている方の割合が高くなっています。このことから、介護離職防止に向けて、市役所労働行政担当部署と連携して、市内の商工業者への職場環境の改善に関する普及啓発などに取り組みます。	介護と仕事の両立に不安や悩みを抱えている方に、相談窓口を紹介するとともに、「東京都 家庭と仕事の両立支援ポータルサイト 」を活用し、介護離職防止に向けた取組や企業の事例など必要な情報の提供に努めています。また、認知症サポーター養成講座等の各種講座においても、介護離職防止のための情報提供を行います。さらに、在宅介護実態調査の結果からは、 前回調査時と同様に 、認知症状や 夜間の排泄への対応が 、働きながらの介護に不安や負担を感じている方の割合が高くなっています。このことから、介護離職防止に向けて、市役所労働行政担当部署と連携して、市内の商工業者への職場環境の改善に関する普及啓発などに取り組みます。

第3章 高齢者の安心・安全な暮らしづくりの推進	【第3章】
第8期計画の掲載内容	第9期計画の掲載内容（案）
第4節 生活環境の整備と支援	
1 民間賃貸住宅入居支援事業	<p>本市に引き続き居住することを希望しながらも、住宅の確保が困難な高齢者世帯に対して、初回保証委託料の<u>2分の1に相当する額（2万円を限度）</u>を助成し、<u>民間住宅の入居支援を行っています。</u> <u>今後も、制度利用希望者に対応するため、引き続き事業の継続実施を図ります。</u></p>
2 福祉有償運送事業者への支援	<p>福祉有償運送事業者は、市内に1事業者あり、3年ごとに多摩地域福祉有償運送運営協議会で内容を審議し、了承された団体が国土交通省へ申請し、許可を得ています。 今後も、地域における福祉有償運送の必要性や安全の確保、旅客の利便に係る方策を協議するなど、福祉有償運送事業者への支援を行います。</p>
3 高齢者の住まいに関する支援	<p>高齢者が安心・安全で快適に自宅で暮らし続けられるよう、住宅の改修等の支援を行うとともに、<u>住宅・福祉の両面から高齢者の住まい対策を総合的に進めていきます。</u> <u>また、高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）により、高齢者向け住宅が規定されています。市内の高齢者人口の現状や将来の見通しを勘案しつつ、地域の高齢者のニーズ等を把握し、適正な整備に努めます。</u> <u>今後は、民間の空き家等を活用し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的とした「住宅セーフティネット制度」を推進するために、住宅部門及び福祉部門により、居住支援協議会の設置について、検討していきます。</u></p>
第5節 災害対策・感染症対策の推進	
<p>地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、事前の備えを充実させるとともに、<u>緊急時の対応力の強化を図ります。</u></p>	<p><u>近年の地震や風水害などの災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、事前の備えを充実させるとともに、災害・感染症発生時の対応力の強化に向けた支援に取り組みます。</u> <u>また、感染症や災害が発生した場合に介護サービスが継続的に提供できるよう、介護サービス事業者に業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等が義務付けられたことを背景に、必要に応じて介護サービス事業者を支援をしていきます。</u></p>
1 介護サービス事業者の災害対策の取組への支援	<p>災害対策として、感染症発生時の応援体制を基本とした災害時の相互応援体制について検討を進めます。また、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と締結した「災害時における二次避難所施設利用に関する協定書」に基づき、被災した介護を要する高齢者等の受け入れ体制を整備します。 さらに、実地指導などの際に、事業所における具体的な災害に対する計画の内容や訓練の実施状況などについて定期的に確認していきます。</p>
2 介護サービス事業者の感染症対策の取組への支援	<p>市では、<u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、市、あきる野市介護福祉施設連絡協議会、あきる野市介護事業者連絡協議会、地域包括支援センター及びあきる野市医療・介護連携支援センターで組織する「あきる野市介護サービス事業所における感染症検討会」を発足し、感染症に対する検討を行い、公立阿伎留医療センターと連携した平時における感染症研修に加え、介護施設等で感染症が発生した際の相互応援体制の整備や在宅要介護者への対応の検討、必要な衛生用品等の備蓄などに取り組んでいます。</u> <u>引き続き、これらの取組を進めるとともに、インフルエンザを含む全ての感染症対策として、西多摩保健所や公立阿伎留医療センターなどと連携しながら、更なる充実を図っていきます。</u> <u>さらに、実地指導などの際に、具体的な感染症に対する計画の有無などについて定期的に確認していきます。</u></p>
3 災害時支援の充実	<p>災害時において、避難行動や避難所生活に配慮を要する高齢者への支援は重要な課題となっています。 市では、地域防災計画に基づき、避難行動要支援者名簿の作成や要配慮者利用施設の把握、二次避難所の確保に取り組むとともに、地域の民生・児童委員や自主防災組織などとの連携の更なる強化を推進し、高齢者を始めとする災害時に配慮を要する方の支援体制整備に努めます。</p>

第4章 介護保険サービスの質の向上・適正化		【第4章】
第8期計画の掲載内容		第9期計画の掲載内容（案）
第1節 介護保険サービスの充実		
1 サービスに関する情報提供		
(1) 利用者への情報の提供	高齢者保健福祉事業や介護保険制度に関するパンフレットの配布等により、利用者が主体的にサービスを利用できるように努めています。 また、インターネットや福祉・保健・医療情報ネットワークシステム（ワムネット）などを活用し、事業者からの情報収集に努め、「広報あきる野」や市、あきる野市医療・介護地域連携支援センターのホームページ等を通じて、必要な情報提供に努めています。 今後も利用者へ必要な情報提供に努めます。	高齢者保健福祉事業や介護保険制度に関するパンフレットの配布等により、利用者が主体的にサービスを利用できるように努めています。 また、インターネットや福祉・保健・医療情報ネットワークシステム（ワムネット）などを活用して情報を収集し、広報あきる野や市ホームページ等を通じて情報提供しています。 今後も、利用者へ必要な情報の提供を行っていきます。
(2) 地域への制度の周知	地域包括支援センターや町内会・自治会、高齢者クラブ等が実施する説明会・学習会等に、パンフレット等を提供し、制度の周知に努めています。 今後も、高齢者保健福祉事業及び介護保険制度の概要について、必要に応じて、出前講座や説明会等の開催によって、制度の周知が図れるよう各関係機関と連携してまいります。	地域包括支援センターや町内会・自治会、高齢者クラブ等が実施する説明会・学習会等に、パンフレット等を提供し、高齢者保健福祉事業及び介護保険制度の周知に努めています。 今後も、必要に応じて、出前講座や説明会等を通じて、制度の周知が図れるよう各関係機関と連携してまいります。
2 サービス利用に関する相談体制の充実		
(1) 地域包括支援センターでの相談体制（内容再掲）	地域包括支援センターでは、介護保険サービスの利用に関する疑問や悩み等について、窓口、電話、訪問等により、本人、家族、住民、地域のネットワーク等からの様々な相談を受けて、的確な状況把握を行い、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行っています。 専門的、継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合は、当事者への訪問、関係者からより詳細な情報収集を行い、課題を明確にした上で適切なサービスや制度につなぐとともに、当事者や関係機関から定期的な情報収集と状況把握に努め、支援しています。 今後も、窓口や電話での相談に対して、的確な状況把握を行い、解決に向けた支援を行うとともに、相談機関としての地域包括支援センターの周知や社会資源の情報収集に努めます。	地域包括支援センターでは、本人や家族、住民、地域のネットワーク等からの様々な相談に対し、的確な状況把握を行い、窓口、電話及び訪問などにより、適切なサービスや制度の利用につなげる等、総合的な支援を行っています。 今後も、地域包括支援センターの周知を図るとともに、多様な支援につなげられるよう社会資源の情報収集に努めます。
(2) 東京都介護保険審査会での相談体制	介護保険制度では、保険者が行った行政処分に対する不服の申立ての審理・裁決を行う第三者機関として、都道府県に介護保険審査会が設置されています。このことについて、各種決定通知書、納入通知書等の下部や裏面に、東京都介護保険審査会事務局の連絡先等を記載するとともに「広報あきる野」や市のホームページ等で周知を図ります。	介護保険制度では、保険者が行った行政処分に対する不服の申立ての審理・裁決を行う第三者機関として、都道府県に介護保険審査会が設置されています。このことについて、各種決定通知書や納入通知書等に東京都介護保険審査会事務局の連絡先等を記載し周知を図ります。
(3) 東京都国民健康保険団体連合会、東京都社会福祉協議会での相談体制	東京都国民健康保険団体連合会では、介護保険サービスの質の向上に関する調査及び指定事業者への指導・助言等を行っています。 また、指定事業者から提供されたサービスで、原則として次の3つの場合について、苦情の対象として受け付けています。 ①サービス事業者、居宅介護支援事業者、保険者（区市町村）等において取り扱うことが困難な場合 ②事業者所在地と利用者居住地の区市町村が異なり、広域に影響が及ぶ可能性がある場合 ③申立人が、東京都国民健康保険団体連合会での処理を特に希望される場合 さらに、東京都社会福祉協議会に運営適正化委員会があり、事業利用者の苦情解決のための第三者機関としての機能を担っています。 引き続き、東京都国民健康保険団体連合会苦情相談窓口専用電話のパンフレットを窓口に着くなど、制度の周知を図ります。	東京都国民健康保険団体連合会では、介護保険サービスの質の向上に関する調査及び指定事業者への指導・助言等を行っています。 また、指定事業者から提供されたサービスで、原則として次の3つの場合について、苦情の対象として受け付けています。 ①サービス事業者、居宅介護支援事業者、保険者（区市町村）等において取り扱うことが困難な場合 ②事業者所在地と利用者居住地の区市町村が異なり、広域に影響が及ぶ可能性がある場合 ③申立人が、東京都国民健康保険団体連合会での処理を特に希望される場合 さらに、東京都社会福祉協議会に運営適正化委員会があり、事業利用者の苦情解決のための第三者機関としての機能を担っています。 引き続き、東京都国民健康保険団体連合会苦情相談窓口専用電話のパンフレットを窓口に着くなど、制度の周知を図ります。
3 サービスの質の確保		
(1) 指導検査体制の確保・充実	令和2（2020）年4月に設置した福祉総務課指導検査係と高齢者支援課介護保険係が連携し、介護サービス事業者に対し、法令等に基づく適正な運営を確保するため、実地による指導検査や改善指導などを行います。 また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が介護ニーズの受け皿として役割を果たせるよう、未届け有料老人ホームを確認した際には、東京都へ情報提供するなど、東京都と連携してその質の確保を図ります。	あきる野市介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱に基づき、福祉総務課指導検査係と高齢者支援課介護保険係が連携し、介護サービス事業者に対し、法令等に基づく適正な運営を確保するため、実地による運営指導などを進めます。 また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が介護ニーズの受け皿として役割を果たせるよう、提供される介護サービスやケアプランを必要に応じて点検するとともに、未届け有料老人ホームを確認した際には、東京都へ情報提供するなど、東京都と連携してその質の確保を図ります。
(2) サービス提供体制の充実及びサービス提供事業者との連携	より良い介護サービスが効果的に提供されるためには、事業実績分析や各種実態調査等により、利用状況や意向を把握し、サービス提供事業者等の協力を得ながら、適正なサービスが提供されるとともに、各サービス事業者自身によるサービスの質の向上に向けた取組が求められます。 今後も、ニーズを把握するため、給付分析や各種実態調査等を実施するとともに、介護事業者連絡協議会などと定期的な意見交換の場を設けるなどの連携を図りながら、事業者の自主的な取組を支援します。	より良い介護サービスが効果的に提供されるため、給付実績分析や各種実態調査等により、利用状況や意向を把握し、適正なサービスが提供されるとともに、介護事業者連絡協議会などと定期的な意見交換により連携を図りながら、各サービス事業者のサービスの質の向上に向けた取組を支援してまいります。

第4章 介護保険サービスの質の向上・適正化		【第4章】	
第8期計画の掲載内容		第9期計画の掲載内容(案)	
(3) 業務の効率化(文書の簡素化・ICT化)の取組	介護ニーズが増す中で、 少しでも 介護現場の文書に係る負担軽減が図られるよう、国の方針に基づき、申請書類等の 簡素化 や標準化、 ICT化などに 取り組みます。 また、介護現場におけるICTや介護ロボットの導入について、地域医療介護総合確保基金等の補助制度の周知などにより支援します。	介護ニーズが増す中で、 業務の効率化の観点から 介護現場の文書に係る負担軽減が図られるよう、国が示す申請書類等の標準化 とともに 、「 電子申請・届出システム 」の導入に向けて取り組みます。 また、介護現場における 人材確保や生産性の向上を図るため 、ICTや介護ロボットの導入について、地域医療介護総合確保基金等の補助制度の周知などにより支援します。	
(4) 福祉サービス第三者評価の活用促進	介護サービスが必要となったときに、利用者が自分に合った質の高いサービスを受けるためには、事業者の特徴やサービスの質など、選択のための分かりやすい情報が求められています。 東京都では、利用者でも事業者でもない第三者による「福祉サービス第三者評価」を実施しているため、今後もこの制度の活用を促進します。	介護サービスが必要となったときに、利用者が自分に合った質の高いサービスを受けるためには、事業者の特徴やサービスの質など、選択のための分かりやすい情報が求められています。 東京都では、利用者でも事業者でもない第三者による「福祉サービス第三者評価」を実施しているため、今後もこの制度の活用を促進します。	
(5) 高齢者施設等における虐待への対応の強化等(再掲)	新規	介護サービス事業所においては、虐待防止に係る委員会の開催や指針の整備、研修の実施などが令和6年度から義務付けられたところであり、養介護施設従事者等による虐待防止などについて、権利擁護・虐待防止に係る研修を周知するとともに、虐待の通報があった場合には適切に老人福祉法等を行使し対応するなど、東京都と協働して取り組みます。また、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等についても、通報があった場合には同様に取組を進めます。	
4 介護給付適正化の推進	介護保険制度の信頼性を確保し、公平公正な介護保険事業運営を行っていくため、今後も、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との実合・縦覧点検」及び「介護給付費通知」の主要5事業に加え、指導検査等において給付実績を活用することで、給付の適正化を図ります。	介護保険制度の適切な運営を確保するため、統合された「ケアプラン点検」「住宅改修等の点検、福祉用具購入貸与調査」に加え、「要介護認定の適正化」「医療情報との実合・縦覧点検」の介護給付適正化主要3事業に取り組み、介護保険料の増大を抑制を図るなど、介護給付の適正化に努めます。また、指導検査やケアプラン点検においては、国民健康保険保険団体連合会の給付実績を活用し、効果的な点検等を実施します。	
5 要介護(要支援)認定業務の効率化	新規	要介護(要支援)認定申請件数が増加していく中で、利用者が適正に介護サービスを受けることができるよう、認定調査員の育成を図るとともに、認定審査会の簡素化・ICT化を図るなど、要介護(要支援)認定業務の効率化に取り組みます。	
第2節 介護人材の確保・定着・育成			
1 入門的研修の実施等(一部再掲)(一部基金活用事業)	市では、これまで介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスAの従事者研修に取り組んできましたが、令和2(2020)年度からは、今後の介護人材としてのステップアップを図っていくよう「入門的研修」を実施し、同研修修了者に対して訪問型サービスAの従事者の資格を付与することとしました。今後も、引き続き、介護人材の確保に向けた取組として、「入門的研修」に取り組むとともに、市内事業者と研修修了者を結ぶ就労促進の取組を進めます。 また、地域では、豊富な経験や技能をもった多くの市民が暮らしており、定年退職などで職業生活の一線を退いた方を対象に、新たな担い手として介護サービス事業所等で働いていただくなど、地域人材の活用等についても 検討 していきます。	市では、これまで介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスAの従事者研修に取り組んできましたが、令和2(2020)年度からは、今後の介護人材としてのステップアップを図っていくよう「入門的研修」を実施し、同研修修了者に対して訪問型サービスAの従事者の資格を付与することとしました。今後も、引き続き、介護人材の確保に向けた取組として、「入門的研修」に取り組むとともに、市内事業者と研修修了者を結ぶ就労促進の取組を進めます。 また、地域では、豊富な経験や技能をもった多くの市民が暮らしており、定年退職などで職業生活の一線を退いた方を対象に、新たな担い手として介護サービス事業所等で働いていただくなど、地域人材の活用等についても 促進 していきます。	
2 外国人介護人材の確保等(基金活用事業)	新たな担い手の確保として、 技能実習生など の外国人材の確保に向けて取り組む介護施設等に対して、経費の一部を補助します。 また、外国人材があきる野市に住む上で、必要な受入れ環境について検討していきます。	新たな担い手の確保として、 在留資格「特定技能」等 の外国人 介護人材 の確保に向けて取り組む介護施設等に対して、経費の一部を補助します。	
3 介護現場のイメージの向上や介護職等への就職意欲の創出	介護人材として働く意欲ややりがいを持ち、継続して働くことができるよう、市内で働く介護職員 に対し、市として称賛するといった取組について、第8期の計画期間において、検討・実施 していきます。 また、 介護の仕事に対する魅力発信等について検討するとともに 、「介護の日」の取組などの機会を捉えて、介護に対する理解の普及啓発に取り組めます。	介護人材として働く意欲ややりがいを持ち、継続して働くことができるよう、市内で働く介護職員 を表彰する取組 を実施していきます。 また、「介護の日」の取組などの機会を捉えて、 介護の仕事に対する魅力発信等 や介護に対する理解の普及啓発に取り組めます。	
4 介護人材の定着支援(基金活用事業)	市内の介護施設等の人材の定着を図るため、養成学校新卒者や 介護現場に復帰される方 などに対して、介護施設等が負担する就職準備金等の 支給 の一部を補助します。	市内の介護施設等の人材の定着を図るため、 介護福祉士養成学校等 の新卒者や 外国人介護人材 などの 受入れ に対して、介護施設等が負担する就職準備金等の一部を補助します。	
5 介護人材の育成支援(一部基金活用事業)	介護福祉士 等の資格の取得 に際し、その経費の一部を補助します。 また、都が進める介護人材 確保 事業についても、広く周知するなど、国、東京都、市、事業者、それぞれの役割の中で連携し、引き続き、介護人材の育成に取り組んでいきます。	介護福祉士の 資格取得、実務者研修及び初任者研修 に際し、その経費の一部を補助し、 介護人材の育成・定着を図ります。 また、 東京都 が進める介護人材の 育成 事業についても、広く周知するなど、国、東京都、市、事業者、それぞれの役割の中で連携し、引き続き、介護人材の育成に取り組んでいきます。	
6 事業者への研修の実施、情報の提供(一部基金活用事業)	介護サービス事業者に対して、サービスの質の向上を目的として、東京都 や外部講師による集団指導・研修を行っています。 市では、平成27(2015)年度から、医療・介護地域連携支援センターにおいて、事例検討会や研究会などを実施しています。また、平成29(2017)年度からは、主任介護支援専門員、介護支援専門員(ケアマネジャー)を対象とした研修を実施しています。さらに、西多摩地域の他市町村が実施する研修も受講可能とするなど、市町村間の連携も図っています。 今後も、定期的な研修の実施や集団指導・講習会等の情報の周知により、サービスの質の向上を促進 します。また、東京都 や関係機関のホームページ等を活用した情報の提供を実施します。	介護サービス事業者に対して、サービスの質の向上を目的として、東京都 が主催する研修や集団指導の周知を行うとともに 、介護支援専門員(ケアマネジャー)を対象とした研修を実施しています。 今後も、定期的な研修の実施や集団指導・講習会等の情報の周知により、サービスの質の向上を促進 するとともに 、東京都や関係機関のホームページ等を活用した情報の提供を実施します。	